

福岡県暴力団排除条例新旧対照表

〔平成二十一年十月十九日〕
福岡県条例第五十九号

改正案	現行
<p>目次～第十二条の三 (略)</p> <p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第十三条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）<u>、</u>同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）<u>又は同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校</u></p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第六条の二の二第一項に規定する事業（児童発達支援及び医療型児童発達支援に係るもの（児童発達支援センターにおいて行うものを除く。）に限る。）</u>を行う施設、<u>同法第七条第一項に規定する児童福祉施設、同法第十二条第一項に規定する児童相談所、同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）</u>を行う施設<u>又は同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされた施設（同法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設を除く。）に限る。）</u></p> <p>三 <u>子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条各号（第一号、第五号、第六号及び第九号から第十二号までに限る。）に規定する事業及び同条第二号に規定する特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育を行う施設（前二号に規定する施設を除く。）</u></p> <p>四 (略)</p> <p>五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第一項に規定する博物館又は同法</u></p>	<p>目次～第十二条の三 (略)</p> <p>(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)</p> <p>第十三条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）<u>又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限る。）</u></p> <p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）<u>第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所</u></p> <p>【追加】</p> <p>三 (略)</p> <p>四 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第一項に規定する博物館</u></p>

<p><u>第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの</u></p>	
<p>六 <u>世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成四年条約第七号）第十一条2に規定する世界遺産一覧表に記載された同条約第一条に規定する文化遺産の一部を構成する施設</u></p>	<p>【追加】</p>
<p>七 <u>文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定された建造物又は福岡県文化財保護条例（昭和三十年福岡県条例第二十五号）第四条第一項の規定により福岡県指定有形文化財に指定された建造物</u></p>	<p>【追加】</p>
<p>八 （略）</p>	<p>五 （略）</p>
<p>九 <u>都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園</u></p>	<p>【追加】</p>
<p>十～十四 （略）</p>	<p>六～九 （略）</p>
<p>2 <u>暴力団事務所は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域及び商業地域（これらの地域から前項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。</u></p>	<p>【追加】</p>
<p>3 <u>公安委員会は、前項の規定に違反して暴力団事務所が開設され、又は運営されたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営を中止することを命ずることができる。</u></p>	<p>【追加】</p>
<p>4 <u>第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に第一項に規定する区域内又は第二項に規定する地域において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開</u></p>	<p>2 <u>前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であってその開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置され、又は土地がこれらの施設の用に供するもの</u> <u>決定したことにより同項に規定する区域内において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして</u></p>

設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第十三条の二 (略)

(暴力団事務所における青少年有害行為に対する措置)

第十三条の三 (略)

2 前項の場合において、公安委員会は、当該暴力団事務所が第十三条第一項に規定する区域内又は同条第二項に規定する地域にあるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該管理者に対し、当該暴力団事務所の廃止を命ずることができる。

3～5 (略)

第十四条～第二十条の二 (略)

(調査)

第二十一条 公安委員会は、第十三条第二項、第十三条の二第一項、第十四条の二第四項、第十五条第二項、第十七条の三、第十八条第二項、第十八条の二、第十九条第二項、第二十条第二項若しくは前条第一項から第三項までの規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるとき、又は第十三条第三項、第十三条の二第二項若しくは第三項、第十三条の三第一項若しくは第二項、第十四条の二第五項若しくは第六項若しくは前条第四項から第七項までの規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条第一項から第三項までの規定に違反する行為をした疑いがあると認めるとき、又は第十三条第三項、第十三条の二第二項若しくは第三項、第十三条の三第一項若しくは第二項若しくは前条第四項から第七項までの規定による命令の履行を確保するために必要があると認める場合であって、前項の規定による説明又は資料の提出によっては、そ

運営されていたこれらの暴力団事務所が、他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第十三条の二 (略)

(暴力団事務所における青少年有害行為に対する措置)

第十三条の三 (略)

2 前項の場合において、公安委員会は、当該暴力団事務所が第十三条第一項に規定する区域内にあるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該管理者に対し、当該暴力団事務所の廃止を命ずることができる。

3～5 (略)

第十四条～第二十条の二 (略)

(調査)

第二十一条 公安委員会は、第十三条の二第一項、第十四条の二第四項、第十五条第二項、第十七条の三、第十八条第二項、第十八条の二、第十九条第二項、第二十条第二項若しくは前条第一項から第三項までの規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるとき、又は第十三条の二第二項若しくは第三項、第十三条の三第一項若しくは第二項、第十四条の二第五項若しくは第六項若しくは前条第四項から第七項までの規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第十三条の二第一項若しくは前条第一項から第三項までの規定に違反する行為をした疑いがあると認めるとき、又は第十三条の二第二項若しくは第三項、第十三条の三第一項若しくは第二項若しくは前条第四項から第七項までの規定による命令の履行を確保するために必要があると認める場合であって、前項の規定による説明又は資料の提出によっては、その目的を達することができないと認

<p>の目的を達することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第二十二條～第二十四條 (略)</p> <p>第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>第十三條第三項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>二の二 <u>第十三條の三第一項又は第二項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第二十六條 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p>	<p>めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問させることができる。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第二十二條～第二十四條 (略)</p> <p>第二十五條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>【追加】</p> <p>二 <u>第十三條の三第一項又は第二項の規定による命令に違反した者</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>第二十六條 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

